

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例（平成20年12月26日京都市条例第31号）（都市計画局住宅室住宅政策課）

改良住宅等の駐車場を市営住宅の有料付属施設とし、併せて周山市営住宅の廃止、公営住宅法施行令の改正に伴う規定整備等を行うこととしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 地方自治法による目的外使用許可を受けて使用されてきた改良住宅等の駐車場を市営住宅の有料付属施設とすることとしました。
- 2 老朽化に伴い、周山市営住宅を廃止することとしました。
- 3 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号）の施行により公営住宅法施行令等の一部が改正されることに伴い、公営住宅、改良住宅等の次に掲げる事項について規定を整備することとしました。
 - (1) 家賃の算定方法
 - (2) 入居者資格としての収入基準
 - (3) 収入超過者となる収入基準及び収入超過者の家賃の算定方法
 - (4) 高額所得者となる収入基準

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。ただし、上記2に関する部分は、公布の日から施行することとします。

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

平成20年12月26日

京都市長 門川大作

京都市条例第31号

京都市市営住宅条例の一部を改正する条例

京都市市営住宅条例の一部を次のように改正する。

第15条第5項中「，周山市営住宅」を削る。

第26条第2項中「，二条市営住宅又は周山市営住宅」を「又は二条市営住宅」に改め，同条第3項中「周山市営住宅又は」を削る。

第27条第1項中「公営住宅法施行令（以下）」を「令（次項並びに第29条の2第1項及び第2項において）」に改める。

第32条第1項中「法第2条第9号に規定する共同施設である」を削り，「「駐車場」という」を「同じ」に改める。

附則第1項ただし書中「次項並びに附則第7項及び第9項」を「附則第6項」に改める。

附則第2項を削る。

附則第3項中「改正後の条例」を「この条例による改正後の京都市市営住宅条例（以下「改正後の条例」という。）」に改め，同項を附則第2項とする。

附則中第4項を第3項とし，第5項を第4項とし，第6項及び第7項を削り，第8項を第5項とする。

附則第9項中「附則第3項」を「附則第2項」に改め，同項を附則第6項とする。

附則第10項の表中

周	山	団	地	周	山	市	営	住	宅
橋	向	団	地	橋	向	市	営	住	宅

を「

橋	向	団	地	橋	向	市	営	住	宅
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

に改め、同項を附則第7項とする。

附則中第11項を第8項とし、第12項を第9項とする。

附則第13項中「附則第10項」を「附則第7項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則中第14項を第11項とし、第15項を第12項とし、同項の次に次の見出し及び3項を加える。

(入居者資格としての収入基準、家賃等に関する経過措置)

13 次に掲げる者に係る第6条第1項第4号に掲げる要件（法第23条第2号（住宅地区改良法第29条第1項において準用する場合を含む。）に規定する収入に係るものに限る。）については、公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第391号。以下「改正令」という。）による改正前の令第6条第5項（改正令による改正前の住宅地区改良法施行令第12条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の例による。

- (1) 平成21年4月1日前に市営住宅（特定公共賃貸住宅を除く。以下この項において同じ。）の入居者の公募を開始し、かつ、同日以後に市長が入居承認をすることとなる場合における当該公募に係る入居申込者
- (2) 第5条各号のいずれかに該当する事由がある者が、平成21年4月1日前に市営住宅の入居の申込みをし、かつ、同日以後に市長が入居承認をすることとなる場合における当該市営住宅の入居申込者

14 平成21年4月1日において現に市営住宅（改良住宅等及び特定公共賃貸住宅を除く。）に入居している者で第15条第1項本文の規定による当該市営住宅の毎月の家賃の額（以下「新家賃の額」という。）が同項本文の規定による当該市営住宅の平成21年3月の家賃の額（以下「旧家賃の額」という。）を超えるものに係る改正令附則第3条の表の上欄に掲げる年度の当該市営住宅の毎月の家賃は、同項本文の規定にかかわらず、新家賃の額から旧家賃の額を控除して得た額と同欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、旧家賃の額を加えて得た額とする。

15 次に掲げる者に係る第27条第1項及び第3項に規定する基準並びに第29条第1項に規定する市営住宅（改良住宅等を除く。）の毎月の家賃の算定方法については、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間は、これらの規定並びに第6条第3項及び第27条第2項の規定にかかわらず、改正令による改正前の令第6条第5項、第8条及び第9条並びに改正前の住宅地区改良法施行令第13条の2第1項の規定の例による。

(1) 平成21年4月1日において現に市営住宅（特定公共賃貸住宅を除く。）に入居している者

(2) 平成21年4月1日前に法第24条第1項の規定による申込み又は法第40条第1項の規定による申出がされ、かつ、同日以後に市長が入居承認をすることとなる場合における当該申込み又は申出をした者

附則第16項を附則第17項とし、同項の前に次の1項を加える。

16 平成21年4月1日において現に改良住宅等に入居している者に係る第29条の2に規定する限度額については、平成21年4月1日から平成26年3月31日までの間は、同条の規定にかかわらず、改正令による改正前の住宅地区改良法施行

令第13条の2第1項の規定の例による。

別表周山市営住宅の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第15条及び第26条の改正規定、附則第10項の改正規定（同項を附則第7項とする部分を除く。）、別表の改正規定並びに次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 平成21年度分の家賃の額の算定及びこれに必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- 3 使用の承認の申込みその他駐車場（公営住宅法第2条第9号に規定する共同施設であるもの並びに専ら市営住宅の入居者及び同居者以外の者の利用に供するものを除く。）を供用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(都市計画局住宅室住宅政策課)